

千葉県大宮学校給食センター（仮称）
整備事業

特定事業の選定

（ P F I 法に基づく特定事業の選定 ）

平成 1 5 年 4 月 2 5 日

千 葉 市

特定事業（千葉市大宮学校給食センター（仮称）整備事業）の選定について

1 事業概要

千葉市大宮学校給食センター（仮称）整備事業（以下「本事業」という。）は、より豊かで安全な学校給食の実現を目的とし、学校給食センターの再編・整備計画の一環として、千葉市若葉区大宮町に学校給食センターを整備するものである。

本事業は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、PFI 事業者（以下「事業者」という。）が本給食センターを整備し、運営期間内において施設の維持管理及び運営を行うものである。

なお、事業は以下の点を十分に踏まえ、実施するものとする。

食品衛生上の技術的水準を高めるための、ドライシステム及び汚染・非汚染区域の明確なゾーニングの導入

H A C C P（Hazard Analysis Critical Control Point）の概念を取り入れた衛生管理への対応

施設の防音・脱臭を考慮した近隣との共生

省エネルギー化

生ごみの減量化及び再資源化への対応

（１）整備内容

ア 建設予定地：千葉県千葉市若葉区大宮町 1068 番地他

イ 敷地面積：9,789.01 m²（事業範囲外の通学路、養護学校の利用地及び道路拡張用地分を含む。）

ウ 供給能力：11,000 食 / 日

（２）事業方式

ア 施設は、特定事業を実施する事業者が所有する。

B O T（Build Operate Transfer）方式とする。

イ 事業期間は、次のとおりとする。

- ・ 工事期間 平成16年4月から平成17年1月まで10ヶ月間
- ・ 開業準備 平成17年2月から平成17年3月まで2ヶ月間
- ・ 運営期間 平成17年4月から平成32年3月まで15年間

ウ 事業者の収入形態は、サービス購入に対する対価とする。

2 市が直接事業を実施する場合とP F Iで実施する場合の評価

(1) 評価方法

ア 本事業をP F I法に基づく事業（以下「P F I事業」という。）として実施することにより，公共サービスの水準の向上を期待できること，及び事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とした。具体的には，次により評価を行った。

（ア）P F I事業として実施することの定性的評価

（イ）市の財政負担見込額による定量的評価

（ウ）事業者に移転するリスクの評価

（エ）上記による総合的评价

イ 市の財政負担見込額の算定に当たっては，事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い，将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ，これを現在価値に換算することにより評価を行った。

(2) P F I事業として実施することの定性的評価

公共サービスの水準については，事業者が有する給食事業の運営能力を活かし，給食サービスの水準向上，良好な衛生管理体制の構築，環境問題への対応等を，安定的かつ継続的に図ることが期待できる。

(3) 市の財政負担見込額による定量的評価

ア 市の財政負担額算定の前提条件

本事業を市が直接実施する場合及びP F I事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり，設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお，これらの前提条件は，市が独自に設定したものであり，実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

市の財政負担額算定の前提条件

	市が直接実施する場合	P F I 事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	工事費 設計費 運営人件費 管理運営費	工事費 設計費 開業準備費 運営人件費 管理運営費 審査委員会運営費 アドバイザー費 モニタリング費 減価償却費 公租公課
共通の条件	事業期間 17 年間（工事期間 2 年，運営期間 15 年間） 敷地面積 9,789.01 m ² （事業範囲外の通学路，養護学校の利用地及び道路拡張用地分を含む。） 供給能力 11,000 食 / 日 割引率 4 % / 年	
資金調達に関する事項	国庫補助金 一般財源 起債 ・起債充当率 75%（100 万円未満切捨） ・償還年数 15 年（据置 3 年・1 回借換） ・利率は，縁故債の発行利回りについての近年の動向を踏まえ設定	資本金 借入金 ・償還年数 15 年（据置なし） ・固定金利 ・利率は，市中銀行借入及び日本政策投資銀行等による制度融資を想定し設定
建設に関する事項	市の基本設計を参考に設定	市が直接実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定
運営人件費に関する事項	実施に必要な人員数等を設定するとともに単価実績等を勘案して設定	
管理運営費に関する事項	既存センターの予算から床面積単価を算定すること等により設定	

イ 市の財政負担額算定の前提条件

前掲の前提条件に基づく財政負担を比較すると、以下のとおりとなる。ここでは、市が直接実施する場合の財政負担額を100とし、指標により比較を行う。

	財政負担の比較
市が直接実施する場合	100
PFI事業として実施する場合	89

(4) 事業者に移転するリスクの評価

PFI事業として実施する場合は、市が直接実施する場合に市が負担するリスクの一部を事業者に移転して実施する。このため、移転するリスクを定量化した上で財政負担の見込額に加算することが望ましいが、現実的にはデータの制約から十分な根拠に基づく定量化は困難であった。

ただし、PFI事業として実施する場合に事業者が負担するリスクは、事業者が、市よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としており、事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できる。

(5) 総合的評価

本事業は、PFI事業として実施することにより、市が直接実施の場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額について、約11%の縮減を期待することができる。とともに、公共サービスの水準の向上、効果的かつ効率的なリスク負担も期待することができる。

したがって、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第6条に基づく特定事業として選定する。

千葉市教育委員会 学校教育部 保健体育課

〒260-8730

千葉県千葉市中央区問屋町 1-35 千葉ポートサイドタワー11 階

電 話 043-245-5945

ファクス 043-245-5982

E-mail : hokentaiiku.EDS@city.chiba.jp

千葉市ホームページアドレス <http://www.city.chiba.jp/>